

中央防災会議  
「災害教訓の継承に関する専門調査会」  
(第 12 回)

議事録

内 閣 府

## 第12回 中央防災会議「災害教訓の継承に関する専門調査会 議事録

- 1.日時：平成21年3月26日（木） 15：30～17：42
- 2.場所：虎ノ門パストラル 新館4階「アイリスガーデン」
- 3.議事：

- 1 開会
- 2 議題
  - (1) 現在検討中の災害について
    - 1) 1960 チリ地震津波
    - 2) 1947 カスリーン台風
  - (2) 報告書案について
    - 1) 1923 関東大震災第2編
    - 2) 1923 関東大震災第3編
    - 3) 1858 飛越地震
  - (3) 第4期の専門調査会について
  - (4) その他
- 3 閉会

○山崎企画調整官 定刻になりましたので、ただいまから、中央防災会議「災害教訓の継承に関する専門調査会」の第12回会合を開催いたします。

委員の皆様には、本日は御多忙のところ御出席いただき、厚く御礼申し上げます。

本日は、御多用の中、伊藤座長以下10名の委員に御出席いただいております。溝上委員、藤井委員、清水委員は、御都合により御欠席との連絡を受けております。

また、1923年の関東大震災第3編の報告書について御報告をいただくため調査の分科会を御担当いただきました室崎主査に御出席いただいております。更に、1947年のカスリーン台風の進捗状況について御報告いただくため、調査の分科会を御担当いただきました清水主査に御出席いただいております。

事務局において異動がありましたので御報告いたします。昨年7月に着任しました政策統括官の大森でございます。

○大森統括官 大森でございます。よろしくお願いたします。

○山崎企画調整官 また、総括参事官の中島も出席いたしますけれども、少し遅れて参ります。

また、私は、今年1月から担当させていただいております企画調整官の山崎でございます。よろしくお願いたします。

議事に入ります前に、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。

最初に議事次第、委員名簿、座席表。続きまして、資料1から資料5までがございます。また、参考資料として、専門調査会で取りまとめる災害の一覧、「一第3期：網掛一」という参考資料1がございます。また、参考資料2として、前回の専門調査会の議事概要。参考資料3として、議事録。参考資料4として、報告書の案を作成いただいております専門調査会小委員会各分科会委員名簿がございます。

よろしいでしょうか。不備があります場合は、事務局にお知らせください。

また、本日は、会場の都合上、大変恐縮ですが、マイクの数に限られております。大変恐縮ですが、寒川先生、武村先生、平野先生、関沢先生におかれましては、後ろの担当の職員がワイヤレスマイクを用意しておりますので、お申し付けください。恐縮でございます。

それでは、以降の進行につきましては伊藤座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○伊藤座長 本日は、年度末の御多忙の折、御参加いただきましてありがとうございます。

それでは、これから御審議をお願いしたいと思います。本日は、まず、現在調査を実施している各分科会の調査の進捗状況について御報告をいただき、次に、関東大震災の第2編、同第3編、そして飛越地震の報告書案についての御議論をお願いしたいと思います。

はじめに、議題1ですが、調査の進捗状況について、小委員会座長の北原委員から説明をお願いいたします。

○北原委員（小委員会委員長） 御紹介いただきました、小委員会のまとめ役をしております北原と申します。

現在、2つの分科会でそれぞれ報告書作成に向けて調査、討議等を行っておりまして、既に執筆段階に入ったものもありますし、完成に近いものもあるという状況です。

まず、ほぼ完成に近いチリ地震津波を御担当いただいております首藤委員から、進捗状況について御報告をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○首藤委員 それでは、資料1-1により御説明申し上げます。

津波関係は、前に明治三陸大津波がありまして、2つ目のこのチリ地震津波、この2つで津波関連のものは終わりということのようでございます。明治三陸大津波は近地津波、チリ地震津波は遠地津波という特徴を持っているということで、この2つが選ばれたと思います。特にチリ地震津波に関しては、この前ありました伊勢湾台風の1年後で、その2つによって現在の海岸の防災事業の骨格がほとんど決まったということになっております。そういうことになっているわけですが、最近になって、それに対するいろいろな反省も出てきております。防災担当者が、このチリ津波編を見て、津波対策はどのようにされてきたのか、そこでチリ津波がどのような意味を持っているのか、チリ津波後の現状において、何をチリ津波と比べながらきちんと考えなければいけないか、そのようなことがわかる書き方にしたいと思っております。ですから、特に、5ページの第8章では、チリ津波で確

立した構造物主体の対策、なぜチリ津波まではそれがなかったのか、なぜチリ津波でできたのか、そして、それが現在持っている欠陥は何かということがわかるような書き方にしたいと考えております。

それから、これは沖縄から北海道まで広い範囲にわたっているものですから、結構データのとりまとめが大変で、200 ページでは少しきついという感じがあります。とにかく 230 ページくらいまでには抑えようということで努力しております。

それから、3 ページの第 2 章ですが、当時、実はチリ津波のときに、高潮でもないのにファーランナーがある、だからファーランナーに気をつけておけば本波が来る前に逃げられるというようなことが当時は言われていましたが、どうもそれはあやしいらしいというので、この第 2 章を引き受けていただいております越村さんに、最新の数値計算の技術でそれを全部洗い出してくれということをお願いしております。そういうことで、その当時言われていたことがどこまで本当か、そういうことも確かにながら、現在の防災担当者が今の目で見ると、いいところ、悪いところがわかるようなものにしたいと考えております。

以上でございます。

○北原委員 どうもありがとうございました。

それでは、続いて、カスリーン台風が現在、本分科会を立ち上げておまして、議論がかなり進んでおりますので、その状況と執筆状況等を御報告いただきたいと思っております。

清水先生、よろしく申し上げます。

○清水小委員会委員 カスリーン台風の分科会の主査をしております群馬大の清水でございます。よろしく申し上げます。

お手元の資料 1 - 2 を御覧いただきたいと思っております。カスリーン台風は、関東、東北に被害をもたらしたわけですが、今回の報告書については、関東地方のカスリーンによる被災に限定しようということで話を進めております。今まで 4 回の分科会を開き、分科会のメンバーは 2 に記載しているとおりでございます。

8 ページの「報告書の構成」ですが、まだざっくりとした目次案で構成している段階です。カスリーン台風は、群馬県の山間部では赤城の土砂災害、中流部の河川氾濫により多くの死者を出しております。特に最近では、土砂災害で死者が多くでる傾向がありますが、氾濫で多くの人が亡くなったというのがこの災害の特徴です。それとともに、利根川が破堤し、5 日間くらいかけて首都を流下していくという災害の長い進展状況と、その間の情報伝達や救済のあり方、あるいは、氾濫流の挙動をどう整備しようとしたのか、その辺をまとめたいと考えております。

一方で、カスリーン台風は災害ばかりではなく、利根川の治水の転換方式、今までは氾濫源で洪水を処理しようという流れの中から、河道内処理に転換した時期の災害です。一方で、戦後の混乱の中で起こったこと、利根川の動線という人為的な影響が入った河道特性を持っている中で、本来、潜在的にも、氾濫を生むというポテンシャルの高いところで起こっているというバックグラウンドを明確にして執筆したいと思っております。

構成ですが、今のところ、1.から7.のような構成で考えております。特に、教訓としてきちんと書いてほしいと事務局から言われておりますが、その辺は、最近、内閣府の大規模水害の方でお話がありましたように、初めて氾濫で死者数を公表します。考えてみますと、最近、堤防が高くなって強固になった反面、氾濫が起きるといろいろな堤防に氾濫流が制御されたり、閉鎖的な領域で思ってもいないような浸水深の高いものを生んでしまうような状況を考えると、やはりカスリーンから学ぶべきことと、それが現代に起こったらもっと高い災害リスクになることを明確にしながら教訓に生かしていきたいと思いません。

以上です。

○北原委員 どうもありがとうございました。以上で、現在調査、執筆段階にある分科会の報告の説明を終わらせていただきます。

○伊藤座長 それでは、ただいま御説明がありました作業中の2つの災害、チリ地震津波とカスリーン台風の報告書完成に向けて今後も検討を深めることとしておりますが、構成案などについて皆様から御意見がありましたらいただきたいと思いません。

○尾田委員 カスリーン台風のお話で、関東に絞ることは、それはそれで一つの考え方だと思いますが、考えてみると、北上川でもカスリーンは戦後の最大洪水ですから、カスリーンが与えた影響のようなことは、日本全体に対してどういう影響を与えたかについて1章を割いて概括だけはしておかないと、全体像を見失うことになるのではないかと思います。その中で、ここでは利根川に絞って論ずることは、それはそれで結構だと思いますが、カスリーン台風というと利根川だけというのは、少し東京に偏り過ぎた見方ではないかと思しますので、そこは御配慮いただければありがたいと思いません。

チリ地震津波は、インド洋の大津波が起こった後ですので、もちろん日本の中でのことと海外との関係をどう結びつけていくかということは、別の視点が必要なのかもわかりませんが、先ほどの首藤先生のお話では、災害担当者、防災関係者向けというお話でしたが、やはり一般の人に向けてのメッセージが読み取れば、それを世界に向けて発信していくことも大事ではないかと思いません。これは最初から、この教訓を誰に向けてするのかという議論のともとのところに戻ってしまうような議論で、大変失礼なのですが、特に私は、昨日、世界水フォーラムから戻ったばかりで、世界の連中との議論が頭の中に渦巻いていますので、せっかく日本がいろいろな教訓を持っていながら世界に発信できていないことは非常に残念だという思いがあって、その辺のところをどうするか、ある意味では、自分自身の問題意識ではありますが、どう考えればいいのか。また、出来上がってきた中で、これはという、その仕分けを踏まえて議論した方がいいのかもしれませんが、お考えをいただければありがたいと思いません。

○伊藤座長 今の御意見について、清水さん、お願いします。

○清水小委員会委員 確かに、カスリーン台風は、関東以外に東北、特に北上川、一関等で非常に甚大な被害をもたらしているということですので、概論的には少し触れないわけ

にはいかないという感じがしています。ただ、一関、カスリーンというふうには北上川の被災を考えると、その後のアイオンがまた非常にきいている。カスリーンで痛めつけられた後のアイオンの被害が甚大であったことを考えると、カスリーンだけでは議論できない面もありますので、ここですべきことも、カスリーンが与えた全体的な概要は述べたいと思いますが、1章設けてそのような考察はなかなかしにくいというのが委員の方の御意見でした。北上川でどのような被災があったかという被害状況等には触れようと思っておりますが、分科会では、今のところそういう考えです。

○尾田委員 1章というのは、そこについて特別に北上川だけをとらえて記載してほしいという意味ではなく、カスリーンが日本の河川全体にどういう影響を与えたか、そこはやはり触れていただかないと。北上川についてアイオンの話が出ましたが、おっしゃるとおり、一関の狭窄部のところは、あれはまさにアイオンが一番の原因ですが、北上川全体に大きな影響を与えているのはカスリーンですから、カスリーン台風が与えた影響を、別にアイオンに触れることもなくて、カスリーンが日本の、特に関東から北全体に非常に大きな影響を与えていますので、そういうことがあったことを触れておかないと片手落ちになるのではないかという意味合いです。特別に北上川について論を起こしてほしいという意味では全くありません。

○伊藤座長 これは、近々に分科会がありますから、そこでまた検討していただくということによろしゅうございますか。

○清水小委員会委員 はい。

○首藤委員 今の件で、それは、「1.カスリン台風水害の概要」のところで全体像をお述べになるわけですから、そこで書かれればいいのではないかと思います。北上川に限って言いますと、前年がカスリーンで、次のアイオンが続いてきたものですから、アイオンのときの被害の方が大きくて、現在、「アイオン沢」というような、第一滑りの地帯にそういう異名がついているくらいですね。ですから、ここは、「1.カスリン台風水害の概要」のところで全体像をお述べになって、その中で、今回の指数のあれとか何とかで範囲を区切るという限定をなされればいいたらうと思います。

○清水小委員会委員 分科会の方で議論させていただきます。どうもありがとうございました。

○伊藤座長 では、チリ地震津波について、どうぞ。

○首藤委員 重点は、印刷部数が200部という限定でこの作業が進められておりますので、その200部の配布先の方に一番効果的な話ということのつもりで書いております。例えば、6ページの第9章を見ていただくと、それをそのまま翻訳すれば世界の方に、どういうことになるのだということがわかる。一般の方でもそれがわかるようになっております。それから、例えば4ページの「気象庁の対応」のところで、津波予報に限っておりますが、津波予報の歴史も含めて、日本の現在の予報の制度、仕組み、国際連携の仕組みについて書いておりますので、その辺で、要するにどういう伝え方をするかということですが、伝

えるべき内容は大体そろっているということでございます。

○伊藤座長 ほかにはいかがでしょうか。

○池谷委員 カスリーン台風の方で検討をお願いしたいことをお話ししたいと思います。

カスリーン台風について項目立てが出されていますが、最初の概要のところ、特に土砂災害の視点からすると、ポイントが幾つかありますが。その一つは、戦後の山地の荒廃が非常に大きな影響を与えているということです。戦争を挟んで、前後に山を痛めています。明治時代の山地の荒廃から一度は戻るのですが、1950年前後はまた山がものすごく荒れました。国土管理や国土保全という視点からすると、そこはきちんと評価しておいた方がいいという気がします。そういう意味で、山地の荒廃についても概要のところの評価していただくといいのではないかと思います。

次に、カスリーンの、特に土石流については、山地の荒廃、短時間の豪雨、当時は十分な防災対策ができていなかった、3つの視点を挙げて前に上毛新聞のコラムに書いたことがあります。そういう視点で見ただけだとありがたいというのが1点です。

それから、教訓という点で、これは4.に書いた方がいいのか、7.に入れた方がいいのか、御議論いただきたいのですが、最終的には地域防災力という議論になっていくのではないかと思います。そこにどういう教訓を与えるか。例えば、沼尾川の深山のところに、水難者精霊之碑という碑文があるのですが、そこで当時の村長さんが碑文の最後に、このような災害は二度と繰り返してはいけないという強いメッセージを出しています。それが今に生きているかという、なかなか生きていないのではないかと。そうすると、あの碑文とは何だったのかということで、非常にさびしいですね。60年たって、今の人たちにメッセージを送るとしたら何かという辺りも含めて、教訓について書いていただけるとうれしいと思います。

○清水小委員会委員 沼尾川のところの碑文は全くそのとおりですし、利根川の破堤口のところ、大利根町の碑文も、その当時の人たちの思いが非常に強くあらわれているということで、その辺は是非生かしていきたいと思います。

○伊藤座長 ほかにはいかがでしょうか。

よろしければ、今出た御意見を今後の作成に反映させていただくということで、先へ進めたいと思います。

本日は、3つの災害についての報告書案の報告をそれぞれの主査の方からいただきます。時間が限られておりますので、この3つの報告書案の報告は続けて行い、最後に意見交換の時間を設けることにして進めさせていただきます。

なお、委員の皆様には、事前に資料に目を通してきていただいていると思いますので、説明は、主要な項目の記述に当たっての考え方や、執筆などを担当した皆様の間で議論したことなどを中心に、10分程度でお願いいたします。

それでは、順序に従って、まず関東大震災の第2編について報告書案の報告を鈴木主査からいただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○鈴木委員 関東大震災第2編主査、東京大学の鈴木でございます。

関東大震災は、よく知られておりますように、1923年9月1日に発生しまして、首都圏に死者10万人、住居焼失者200万人を超える、日本の地震災害史上最大の被害をもたらしました。地震によって発生した火災が被害を拡大し、また、広い範囲で交通機関、上水道、電力、通信、橋梁などの社会資本が機能を喪失して人々の生活が脅かされ、また、流言による殺傷事件も生じるなど、今なお、関東大震災以外に参照すべき事例がない事象も多く、災害教訓として重要なものです。

関東大震災の報告は3編に分かれています。本編では、震災発生直後、応急対応の時期の人々の活動を追うことを目指しております。

第1章は「消防と医療」と題しました。目次を御覧いただいた方がわかりやすいかもしれませんが、「避難と消防」、「医療救護」、「鉄道と電力の復旧」という3つの節を設けております。主な内容を申しますと、当時の消防組織は、断水や同時多発火災を想定していなかったため大規模な火災の拡大を防ぎ切ることができませんでした。避難場所は、多くは火災の延焼地域の外縁部の空地に避難したのですが、焼失地域内では、浅草公園や横浜公園のように、周辺への延焼が一方向ごとに逐次であり、また、中に池など容易に利用できる水や延焼を遮る樹木がある場合のみ多くの生存者がありました。そうでない場合には、悲劇をもたらしたということです。

医療機関が焼失した江東や横浜では、医療救護が深刻な課題でしたが、これは3日以後に本格化し、15日ごろまでに伝染病予防を中心とする復興態勢に移ってまいります。鉄道は比較的早期に復旧が急がれました。

このところでは、少し異例ですが、土砂災害の被害状況と対応ということ、鉄道の項目の中の3、「(1) 根府川での土砂災害」で扱っています。

第2章では「国の対応」を扱い、国の機関の対応を、内閣、警察、軍隊という3つの角度から押さえております。当時は首相の交代の時期でありまして、新内閣がまだ発足していないという微妙な時期でした。そのことと震災の被害の全貌がなかなか把握されないということで、事態の深刻さが認識されたのは1日の夜ころ、そして、対応が本格化するのには3日の朝からになっております。そして、19日の帝都復興審議会官制公布で、応急対応の時期から復興の時期に移り変わってまいります。

警察は、救護と治安維持の第一の責任を負って奮闘しましたが、庁舎の焼失、電話の途絶、何より人手不足から力及ばず、被災者の非難を浴びることが多かったと言えます。当時は、現在のような機動隊のような組織もないので、人的余裕が大変乏しく、警視總監は、これを見て早くから戒厳令を施行して、軍が対応の中心となることを求めました。

軍は、各部隊の判断で発災直後から救護活動を開始しており、2日から、周辺からの招致部隊、これは千葉等ですが、それらも含めて東京の被災地に部隊を展開しましたが、十分な情報を集めて伝達することができなかつたため、一部では混乱を生じております。3日以後は地方部隊を招致し、戒厳司令部の統制の下で各方面で軍が対応の中心となってお



ります。

第3章は「地域の対応」ということで、東京府東京市、神奈川県横浜市、そのほか神奈川県下の自治体、更に住民による対応を扱っております。ここでは、津波の被災地域についてコラムを設けて熱海等を扱っており、また、工場の被害で別項目を設けております。被災地の府県、市町村は、1日の夜から食料の確保と炊き出しなどを開始しましたが、当初は、区や町村ごとの対応の格差が著しく、また、量的にも、被災者全体に行き渡る対応ができませんでした。実際には、住民のボランティア的活動が果たした役割、炊き出しや住居提供等が大きかったことが指摘されます。

東京では、6日ごろから救援物資の配給が組織化されますが、この場合、末端での調査・運搬・配給の担い手になったのは住民の町内会でした。このため、従来は町内会が設けられていなかったまちでも急速に町内会がつくられていきます。また、東京市は、2日以降、遺体の収容、道路の復旧、給水等を行います。そういう現実の働き手としては、し尿、塵芥処理も含めて、地方から来援した青年団、在郷軍人会などが果たした役割が大きかったと言えます。

横浜では、このような活動は、遺体収容ですら6日からということで大幅に遅れております。既に5日から外国からの救援物資も到着するという港町ならではの状況がありますが、被害状況がより厳しく、救護はなかなか本格化しなかったということがあります。実際には、公的な活動も、青年団や在郷軍人会という形で参集してきた市民によって担われる面が多かったですし、それを補うため、住民の助け合いが多く機能していました。

津波や土砂災害による被害を受けた地域、あるいは、深刻な被害を受けた大規模な工場では、このような助け合いだけでは十分な対応ができず、軍隊など外部からの救援を待つ対応が本格化してくるということになります。

第4章の「混乱による被害の拡大」では、「流言蜚語と都市」と「殺傷事件の発生」という2つの節を設けております。関東大震災のときは、各地の地震災害に際して見られるような略奪事件が横浜をはじめ発生しております。そのほか、朝鮮人が武装蜂起し、あるいは、放火するといった流言を背景として、住民による自警団あるいは軍隊・警察の一部による殺傷事件が生じております。

このような流言は、地震前の新聞報道をはじめとする住民の予備知識や断片的に得られる情報を背景に、流言現象を一般に見られる意味づけの暴走ということ、その事態に対する解釈、意味づけがどんどん拡大して行き、それを修正する、あるいは、終息させる力がないために、その意味づけが暴走していく。この点は、社会学の佐藤先生が分析されていますが、そういう現象として生じております。何が正しい情報かという正確な判断ができていけませんので、3日までは、軍隊や警察もこの流言に巻き込まれ、また、増幅することによって被害が拡大している面がありました。

「おわりに」は「関東大震災の応急対応における教訓」となっております。関東大震災は、当時の人々の想定を越えた大災害であった上、技術進歩への過信から災害への備えが

軽視されていたため被害が拡大しております。最初の3日間ほどは、被害の大きさと通信の途絶から、誰も災害の全貌を把握することができず、救護の不手際や流言による混乱が生じております。

救護に利用できる施設が偏在し、例えば隅田川の東側にはほとんどなかったり、一部は火災により焼失しており、そのことが救護に遅れをもたらしました。実際の救護活動では、炊き出し、避難場所の提供、労力奉仕など、ボランティア的な活動をした人々が果たした役割が大きかったということが言えます。

今後、国内外、古今の災害を参照して、建造物・施設の耐震防火、あるいは、応急対応のための物質面の備えを進め、また、災害に対応できる制度・組織を整える、これはもちろん既になされてきていることですが、そのほか、一般市民の大規模災害に際して起こり得る事態への理解を深めておく。このことが、ボランティア活動を促進し、流言現象などを防止するために重要であろうかと思っておりますので、どういう事態が起こり得るのかということへの理解を深めておくことが重要であろうということで教訓としてまとめた主な点でございます。

以上が本報告書の主な内容です。

○伊藤座長 鈴木主査、ありがとうございました。

それでは、続きまして、関東大震災の第3編について、室崎主査から御報告をお願いします。

○室崎小委員会委員 関東大震災第3編の分科会の主査でした室崎が御報告をさせていただきます。

お手元の資料3と、報告書の目次辺りを御覧いただきながらお聞きいただければありがたいと思います。

資料3の「はじめに」に少し書いてありますけれども、これは本編の「はじめに」の要約です。第3編は、基本的には、復興計画、復興事業に焦点を当てて教訓を引き出すというのですが、従来の関東大震災の復興研究に比べて、新しい視点で関東大震災の復興をとらえ直したいということが主眼で、大きく3つくらい力を入れたところがあります。

1番目は、まさに市民の生活そのもの、生活や文化など、国の復興計画として上から見る見方と下から見る見方がある、庶民なりの生活の過程にできる限り力を入れて解明したいということが1点です。

2番目は、それと関連するのですが、やはり復興計画は、経済や産業と密接に関係しており、その当時の経済政策や産業の状態を見たら、産業の復興という視点からとらえて、それと復興計画との全体のつながりを明確にしたいという、経済産業に光を当てるところ。

3番目は、いわゆる復興計画というものは、帝都復興計画、東京市や横浜市を中心に論じられることが多いのですが、それ以外、いわゆる帝都復興事業のらち外に置かれた、千葉や静岡など、周辺都市の復興がどうであったかということにも光を当てたいということで、要するに、従来の復興研究の穴を埋めながら、現代的評価をするということが一つの

大きな狙い目です。

新しい産業や文化、生活などのところは、第2部「復興事業の展開」で、できるだけそういう生活の、主として、避難所からバラック、バラックから住宅の建設に至るまで、特にバラックの市街地がどのように展開したかということをもとに、より現地に即してといいますか、目次を御覧いただきますと、第2部第1章の後半部分で、「エリアスタディ」と「主体別スタディ」を設けております。万世橋や掘留町など、それぞれの具体的な地域がどのように復興によって変わっていったかということの詳細に分析するとともに、主体別では、紙面の関係で限られていますが、松坂屋や歌舞伎座、築地本願寺、開成中学校など、それぞれの施設がどういう形で変わってきたのか、なるべく具体的な事実をきちんと押さえて具体的にみるということに力を入れております。

そのようなことが全体の大きなところですが、もう一度資料3に返っていただきまして、まず第1章は「帝都復興と県下の復興」ですが、主として東京と横浜の帝都復興計画がどのように策定されたかという経緯です。これは従来からいろいろな方がきちんとその内容について詳細に検討されておりますが、従来、後藤新平に対して反旗をひるがえしたかのように受け取られている伊藤己代治や井上準之助辺りが財政をすごく抑えるのですが、そのことの意味もきちんととらえる。単に反対したということではなく、国家財政の状況の中で財政的なコントロールをかけている。そこはきちんと明確には評価していませんが、そのことが、ある程度、健全な日本経済をそこで守った部分もあるということを少し評価しております。そのように、伊藤己代治や井上準之助の動きについても触れさせていただいているのが第1章です。

第2章は、先ほど申し上げましたが、横浜以外の神奈川県や千葉、埼玉、静岡辺りの復興がどのように行われたか。ここは、国の援助がほとんどない中で、まさに共助というか、地域の経済、地域社会の共助システムで、ある意味でたくましく復興を遂げているプロセスがここで見てとれます。そういう一つの、地方都市が自力で立ち上がるプロセスを考える上で、重要な記録がここでは書かれているのではないかと考えております。

第1編は以上です。

第2編は、先ほど少し、被災者の生活再建過程ということで、一つは、バラック住宅の建設と、そこから恒久住宅への変化の部分を押さえていますが、この中で、私自身が不勉強であったかもしれませんが、いわゆる社会福祉事業という、お風呂、市場、いろいろな庶民の生活、被災者の生活を支えるために、様々な社会事業がしっかり展開されてきている。まさに都市計画のハードな事業だけではなくて、そういうソフトな事業があったからこそ東京の復興がなされたという部分を、そういう社会事業についても留意して分析させていただいているのが、第2章の第1節の部分です。

それから、第2章は「産業と経済の復興」ということで、主査が言うのも何ですが、なかなかの労作だと思っております。経済の状況がどうであったかよくわからない中で、非常に厳しい被災状況の中で、むしろ、日本経済がここで飛躍的に発展していきます。いわ

ゆる経済の構造改革をたくましくこの中で進めていくわけで、具体的に言うと、復興過程で、設備や産業構造のいろいろなものを更新していくことが産業の力をアップすることに役立ったという部分と、他方で、労働力の削減というか、ある程度効率的な経営に舵をとるといふことで、それが最終的な、京浜工業地帯なり、日本の新しさをつくり上げたといふところの位置付け。

他方で言うと、最終的には思い切って資金援助等をされ、それが被災者の救済に役立っているのですが、その運用に当たっては、本当に必要な被災者に渡っていなかった事実であるとか、ここは、資料3の中では書き切れていませんが、本文には少し書いてあります。そのときに、いわゆる国債を少し発行するのですが、この後の日本経済が国債依存型になっていく発端がここに少しあります。それは、この時点はうまく抑えています、そういう一つの経済の流れの道筋のようなものというか、産業政策のツケが将来の社会につながっていくようなところを、具体的、客観的な統計数字で分析していただいている、復興における経済の役割がよくわかる分析をしていただいております。

第3章は「生活と文化の復興」です。ここに来ると、文化をどうとらえるかはなかなか難しいのですが、これは佐藤先生に御努力いただきました。一つは、町内会組織がどう変わったか、町内会というものに注目していただいて、町内会がしっかりしていることによってそういうものがすごく進んだ部分と、他方で言うと、情報メディア、ラジオなどの役割も着目されて、思想、言論、風俗の問題と震災復興との関係を論及していただいて、ここで新たな視点を付け加えていただいたと思っております。

ただ、この辺りの文化の問題はなかなかとらえきれないので、それはコラムの欄を多用したと言われるかもしれませんが、例えば、目次で言うと、神田神社については清水委員に御努力いただいて、宗教施設の耐震化の話、地震研究所や新聞社などと復興の関係をとらえる、あるいは、もう少し具体的に文化ということで言うと、芥川龍之介や菊池寛などが何を言ったのかというようなことを、少しコラムで取り上げる。最後には「復興節」というもの。そういういろいろな切り口やコラムで文化的なものを少し補完する形で取り上げさせていただいております。

本文の最後の方、198ページ以降に「関東大震災の復興対応における教訓」ということでまとめさせていただいております。これは、全体を通じて、現代的な視点というか、阪神・淡路大震災や最近の中越地震などでも問題になっていることが、関東大震災ではどうであったのかという視点も付け加えてそれぞれの報告をまとめたものが、198、199ページに書いてあります。一つ一つを読み上げる時間はありませんが、今から振り返ると非常に重要な教訓が含まれているように思いますので、これはまた御一読いただければと思います。

以上です。

○伊藤座長 ありがとうございます。

最後に、飛越地震について、私から御報告します。不詳私が主査を務めましたので御報告いたします。

飛越地震は、安政5年（1858年）に起きた典型的な内陸の直下地震で、跡津川断層という第一級の活断層が活動して起こした地震で、越中から飛騨北部にかけて、平野部の被害、更には山地災害が顕著であった地震災害です。特に、立山連峰の大鳶、小鳶が大崩壊しまして、川が閉塞され、その後、2回にわたって決壊し、下流域に大災害をもたらしたという大変有名な出来事です。

最近も、2004年の新潟県中越地震、あるいは、昨年の岩手・宮城内陸地震のような顕著な土砂災害をもたらした事例も含めて、飛越地震の地震像あるいは災害像、更には復旧から復興に至る過程から得られるいろいろな教訓を将来の地震防災にどのように生かすか、その重要性をはじめのところで記述しました。

第1章は「地震と活断層」ということで、まずは、震源地周辺の様々な自然環境、飛越地震の地震像について、これは新しい知見と言っていると思いますが、どうも双子地震であったらしい、相次いで起きたマルチプルショックであった可能性が高いということで、これについて触れました。それから、この地震を引き起こした跡津川断層について、地質的な概要、トレンチ調査などから得られた断層の活動像の推定、更には、跡津川断層の現在の活動と総合観測の結果、更には将来の活動予測とともに、そういう地震が将来発生したときの被害想定についても記述しております。

第2章は「災害の概要」です。この飛越地震による災害の状況を平野部と山地に分けました。平野部では、これを常願寺川流域と神通川の流域に分けて、家屋の倒壊、地盤の液状化災害、人的被害などについて記述しました。特に、今回調べてみて、飛騨国は幕府の直轄領でしたが、被害が大変大きかったという点を明らかにしました。また、土砂災害については、神通川流域、特に飛騨側での土砂崩壊が顕著であったこと、これも初めてと言っていくくらい明らかにしました。更には、庄川、小矢部川、黒部川の土砂災害についても触れました。

何と云っても、この地震の名を後世に残した要因になったのは、いわゆる「鳶崩れ」と呼ばれる大鳶・小鳶の大崩壊です。天然ダムがそこで形成され、地震から2週間後と2か月後の2回にわたって決壊し、特に2回目の決壊の方が災害の規模が大きく、富山平野は大洪水になるということを、今残されている古絵図や古文書などの史料、あるいは、立山カルデラの中に残る自然の証拠などをもとにして詳しく記述しております。

それから、加賀藩、富山藩、あるいは、幕府直轄領の飛騨において情報収集がどのように行われたかということを書きました。ここにも書いてありますが、いろいろな古文書から、この古文書がこの災害をどのように記述したか、あるいは、古絵図が災害の状況をどのように描写しているか、こうしたことを紹介して、それから何が読み取れるかということを書いております。

第3章は「救済から復興へ」です。大災害の後に行われた加賀藩と富山藩による救済と復旧、あるいは、被災地の住民が移転するということが、また、飛騨街道が寸断されたわけですが、その復旧、あるいは、越中と飛騨との交易が一旦途絶されるのですが、それが再

開されるまでの過程、各地に残る供養碑、あるいは、安政の大転石と言われるものが富山平野に点々とあるのですが、その紹介。そして、飛騨における救済や復旧・復興などについて記述しております。

第4章は「常願寺川の砂防事業」です。ここでは、常願寺川の特性ととも、この地震を契機にして、常願寺川はそれまでは比較のおだやかな川だったものがすっかり暴れ川に変身してしまい、その結果、砂防事業あるいは河川の改修事業が進められることになるのですが、まずは1906年に、これは富山県によって砂防事業が始められましたが、とても県の手には負えないということになって、20年後の1926年に国による直轄事業として実施されるに至りました。その経緯を述べております。それとともに、かの赤木正雄氏の業績などもここで紹介しております。

いずれにせよ、富山平野を洪水から守るためには、上流で土砂を抑えなければいけないということで、こうした砂防事業が現在までどのように展開されてきたのか。つまり、これは日本の砂防事業の発祥地となった常願寺川上流の防災事業について、詳しく記しております。

最後は「まとめと教訓」ということで、それぞれの執筆者がそれぞれの立場から記述してもらったわけで、その中で、ここには書いてありませんが、「まとめと教訓」を要約するとどういことが挙げられるか、少し述べさせていただきます。

まずは、飛越地震、跡津川断層の研究から何がわかったかということとして、先ほどお話ししたように、これは単発ではなく双発であったということ。マグニチュードの推定ですが、理科年表を見ると、マグニチュードは7.0から7.1と書いてありますが、地震学者などがいろいろ調査をし、どうもこれよりも大きかったのではないかと。今、マグニチュードは7.3~7.6の内陸直下地震だったのではないかとということでもあります。

それから、跡津川断層は全長が70キロ余りありますが、もしもこれ全体が動くと、マグニチュードは7.9くらいの地震になるのではないかと想定されます。言ってみれば、内陸直下の巨大地震で、濃尾地震に匹敵してしまうと思います。ですが、マグニチュード7.3~7.6という、多分この飛越地震のときは断層の一部しか動いていない。地震エネルギーの半分以上が、どうもまだ蓄積されていることになるのではないかと。そうすると、滑り残しの部分が将来は活動する可能性があります。そうすると、マグニチュード7.3くらいの地震を起こす可能性があるため、政府の地震調査委員会が、跡津川断層の30年以内の地震発生確立がほぼ0%としています。この評価ではないのではないかとここを書いてあります。

跡津川断層については、いろいろな角度から詳しい研究調査が進められておりますが、定常的に、今、微小地震の活動が大変活発です。しかも、最近話題になっている新潟・神戸歪み集中帯の中にちょうどあるということ、しかも、半分残っているのであれば、応力を蓄積している過程にある中で微小地震が頻発しているということで、この断層についてはかなり詳しい研究調査が行われておりますので、言ってみれば、地震科学研究のテスト

フィールドになっているという見方ができるのではないかとということです。

それから、災害の教訓ですが、災害発生直後から、幕府の直轄領及び加賀藩によって、領内の被害状況調査が精力的に行われておりまして、先ほど申し上げましたように、多くの絵図や文字情報が残されてきたわけです。それらを分析することによって、災害の発生メカニズムや二次災害の将来予測、救援活動、復旧・復興の状況を、計画的、効果的に行うための示唆がかなり得られたと思っております。

また、緊急時に災害情報を伝達するルートが確立していて、情報面の危機管理がかなり効力を発揮したということで、これも現在に通じる教訓ではないかと思えます。特に飛騨では、行政が高度な危機管理能力を発揮しまして、これも今回の報告書をつくる中でわかってきたことですが、地震発生直後の情報収集、あるいは、被災地の救援、医療支援体制など緊急性を重んじた一連の措置がとられたということで、これも大きな教訓ではないかと思えます。

土砂災害ですが、大規模な山体崩壊が起きて天然ダムがたぐさでき、決壊して洪水が起きる。これは近年も、2004年の新潟県中越地震あるいは昨年中国の四川省の大地震、岩手・宮城内陸地震など、地震による大規模土砂移動と天然ダムの形成が見られました。日本列島は、山地が国土の3分の2くらいを占めておりますので、こうした災害は将来も必ず発生します。そのとき、いかに二次災害を防止するかということで、防災技術の更なる構築を進めることが問われているのではないかと思えます。

それから、飛越地震当時は江戸時代ですので、集落が孤立化しても、ある程度、その孤立化した集落では自給自足ができたと思えますが、現代社会では、交通機関やライフラインが断絶すると住民の生存にかかわる問題が生じますので、ハード対策は砂防技術などで進んでいても、こうした問題についてはまだ対応が十分ではないのではないかとこの疑問も呈出しております。

最後に、砂防事業の展開ですが、この地震を契機に変身した常願寺川、上流での砂防事業と下流での河川改修事業が相乗的に働いて流域の安定化が図られてきたわけですが、その歴史の中から、国の直轄事業が持つ総合的な力が必要であることが示されたと思えます。そうした技術力が、新潟県中越地震や岩手・宮城の地震の天然ダム対策にも生かされたということでありまして、今後の防災対策への大きな指針が提供されたと言えるのではないかと、そのようなことが「まとめと教訓」の部分 요약すると、皆さんがお書きになっているということでございます。

私の報告はこれで終わらせていただきます。

それでは、御自由に忌憚のない御意見をお聞かせ願いたいと思えますが、報告書案が複数ですので、順に進めていきたいと思えます。ただ、関東大震災については、第2編と第3編をまとめて御意見を伺いたいと思えます。

関東大震災の第2編、第3編について、どなたからでも御意見をどうぞ。

○尾田委員 関東大震災の御説明をお聞きしながら、この教訓が阪神・淡路大震災のとき

にどう生かされたのか、その反省をしながら聞かせていただきました。実は、私は、当時は建設省にいまして技術審議官をしていました。発災直後は東京にいて、その後はすぐに現地に行きました。やはり一つの大きな議論は、高速道路が倒れたわけですが、あの復旧をどうするか、この際、地下化すべきかどうかという議論に関して、地下化に踏み切れなかったことが本当によかったのかどうか。関東大震災から学んで、もし、このまちが地震に襲われればどうするのかということを事前に考えていないと、なかなか私たちの手が打てないのではないかと。

もう一つは、軍というか、自衛隊のことがあります。兵庫県は、御存知のような政治状況の下にありますので、自衛隊を使うことに関して非常に躊躇したというか、消極的でした。そのこともひっくるめて、関東大震災の教訓があまり生きていなかったのではないかと思います。

それから、大震災を契機にして、復興のところで思い切った手を打つ、阪神・淡路大震災で言えば、全く水がなくて消火できなかったということで、琵琶湖の水を引いてくるような大構想も一応ありましたが、今はどうなっているのかわかりません。やはりこういう関東大震災の教訓が阪神・淡路大震災のときにどう生きたのか。それは、ある意味では、関東大震災の分析にももう一度、今さら遅いというか、既に本になっているのであれですが、聞かせていただきながら、どうせまたいずれ起こるわけで、また東京がやられたときにどうするのか。それを本当に考えておくことを、今、政府の中でどなたが担当しているのかわかりませんが、それを真剣に考えるときに、関東大震災の教訓がいかに阪神・淡路大震災にフィードバックされたのか、されなかったのかというその分析は、こういう報告書をいただいた上で更にすべきことではないかと思います。

的確な御説明をお聞かせいただきながら、当時のことを思い出していました。こういう委員会を私が震災対策課長のときにしておけば違ったのかもかもしれませんが。それでも、震災対策課長で得た知識で現地に行きまして、いろいろ役に立ったとは思っていますが。本当に大きなことが起こったときに、100年先、1,000年先を考えて何か手を打つことを考える。ちょうど関東大震災と阪神・淡路大震災が続いて起こったというのは、よい機会もわかりません。そういう視点でもう一度見直しておくことが必要かもしれないと思いました。感想です。

○伊藤座長 関東大震災の教訓が阪神・淡路大震災に生かされなかったということですが、予防という面から見ると、あの地域は地震がないものだと思っていたわけです。

○尾田委員 そうでもないですよ。震災対策課では、既にもう始めていましたから。

○伊藤座長 そういうこともこれありでありまして、室崎さん、何か御意見がありますか。

○室崎小委員会委員 尾田委員が御指摘のとおりで、私自身の感覚で言うと、今回も改めて関東大震災の復興計画を勉強させていただいたのですが、もっと早くからしっかり勉強しておけば、もう少し阪神の復興にお役に立ったのではないかとという率直な気持ちがありますので、御指摘のとおりだと思います。



関連することは、198、199 ページに「おわりに」ということでまとめを書いています、その5項目目、6項目目、第2項辺りが関連するのではないかと思います。特に6項目目、要するに、災害が起きてからではだめで、起きる前に都市計画の理論や将来の都市像やあり方などを整理した議論をしっかりとしておくという素地がないと、急にはできないということだと思います。それから、将来の復興ビジョン、将来像をしっかりと描いてみんなの合意を取るというプロセスを相当大切にしないと、まさに、地下化するかどうかという議論や、琵琶湖疏水をどうつくるかという大きなプロジェクトについて言うと、それは事前から将来の国土構想なりをしっかりとみんなが持っていて、復興のときはこうするということを決めないと、それは進まない。起きてからあれこれ言ってもまとまらないと思いました。関東大震災のときは、それがすべて実現したわけではありませんが、後藤新平の周りに優れた人がたくさんいて、大正の前後から、都市計画法や市街地復興など、そういうチャレンジ的法律をつくり、そういう当事者がそこにいたという恵まれた状況の中で、今の東京の都市基盤の基本をそこで作り上げているということなので、そこはしっかり頭に入れておかないといけないと思います。

今も内閣府の方で、首都直下型地震が起きたときの復興計画の委員会がありますが、ここでも、復興のビジョンや将来像をしっかりと前もってつくらなければいけないという議論が始まっていますので、今度は生かされるのではないかと考えております。

○大森統括官 阪神・淡路大震災を踏まえて、政府が相当反省したことは事実だと思います。先ほどおっしゃった、自衛隊をとってみると、確かにいろいろなアレルギーがあることも事実ですし、制度的にも変えていかなければいけないということで、市町村長が知事経由で自衛隊の要請ができるような形の制度に変えています。それとともに、阪神・淡路大震災で、事実上、システムというか、心の問題がだいぶ変わってきて、昨年の岩手・宮城内陸地震も、岩手県沿岸北部の地震も、一斉に知事さんが自衛隊に出動要請をしていくということが当たり前になってきています。これも大きな面の制度改正だけではなく、社会的な事実としての反省が生かされていると思います。

しかしながら、尾田委員、室崎委員がおっしゃっているように、本当に一つ一つ課題がクリアできているかというところ、そうでもなくて、反省がまだ生かされていないところは多くて、我々も一つ一つそれをチェックしながら進めていくということなのかなと思っております。

○伊藤座長 ほかに御意見はいかがでしょうか。

○尾田委員 今の点に関して、応急復旧というか、応急対応のところは相当変わったと。先ほどの東京直下型の地震について、最初に被害想定をつくったときは、自衛隊が関東各県に説明に行こうとしたら、各県は拒否しました。自衛隊とそういうことはしないと。国土庁が一緒に行ってくれるなら受け入れるという形で、自衛隊に対してものすごい拒否反応が関東でもありましたので、それが払拭されたことは非常に結構だと思います。

一番の議論は、そういう段階を過ぎた復興の時点で、復興を考えるときに、どうしても、

例えば高速道路はすぐに通せるようにしなければならないとか、そういう議論に走ってしまつて、10年、20年、あるいは、100年、200年先を考えた復興計画をつくることは、我々の国土管理の体質から言つてもものすごく弱い。そこは、よほど事前からいろいろなレベルで合意しておかないと動けないと感じましたので、ぜひそちらも御検討いただければありがたいと思います。

○武村委員 武村です。

私は、関東大震災の第1編から第3編までかかわらせていただきまして、実は、阪神・淡路大震災の後に、もう既に私はそのころ関東地震のことをいろいろ調べ始めていたのですが、非常に抵抗があつて、それは、震災というと何でも阪神・淡路大震災と。でも、違うのではないかと。例えば、関東大震災と阪神・淡路大震災では被災したエリアが全然違います。何でも阪神・淡路大震災でいったら、関東大震災と、関東地震が次に起きたときには全然違うことになるのではないかというようなことを思いながら、ただ、自分だけではどうしようもない部分もあつて、この3編を通じていろいろ勉強させていただいて、先ほどの尾田先生のようなお話が出てきて、これは、片方で阪神・淡路大震災の教訓、関東大震災の教訓、両方を含めて有益なものが蓄積されてきたのではないかという気がします。

ただ、今でも、我々は阪神・淡路大震災の記憶が新しいし、実際に私もこの目で見たのでその印象が非常に強いのですが、ぜひ関東大震災についても、こういう報告書を契機に、もう一回関東大震災のことを国民の皆さんに細かく知っていただくような方向で活用していただければ、非常に役に立つのではないかという感じがしました。そういう意味でも、関東大震災の報告書は非常によかつたのではないかと思います。自分が参加してこう言うのは何ですが、そういう印象を持ちました。これは感想です。

○伊藤座長 ありがとうございます。

確かに、関東大震災は海溝型の巨大地震で、阪神・淡路大震災は内陸直下の地震ですが、それぞれのタイプで最大の人的被害を出した地震です。そういう見方、位置付けがあるのではないかと思います。

鈴木先生、何かありますか。

○鈴木委員 私は歴史学の専門ですが、もっと早くから、歴史学がしっかりと災害に目を向けておくべきだったと考えさせられました。

○大森統括官 担当ですが、実際上は知識がないので室崎先生に教えていただければと思います。

資料3の2ページ、「産業と経済の復興」のところで、震災による経済被害は当時のGNPの3割以上と書かれていて、今なら150兆円くらいのオーダーになりますよね。1923年というと、第一次世界大戦が終わってから5～6年たつていて、先進諸国が戦争で随分と設備をやられていて、それが相当復興してきているというときですね。私はあまり知識を持っておらずに申し上げて恐縮ですが、そのころは、輸出なども、一時期に比べて、好景気から少し落ち込んでくる時期ではないかと思います。大恐慌まではもう少し時間がある

ものの、そんなときに、設備の更新効果云々ということで、結果として急速な産業回復ができたその力は、一体何だったのでしょうか。

○室崎小委員会委員 私も専門家ではないので、受け売りというか、勉強させていただいたものがこれですが、一つは、その当時の日本は健全な経済状態というか、経済ストックがすごくあったということが一つのベースになっていると思います。それ以外でも、国際的な経済支援が相当海外から入ったということもありますが、まずは、健全な経済状態であったことが分析結果として言えると思います。それから、思い切って、産業政策という形だと思いますが、一つは、人がどんどん地方に行って、労働力が減って、払う給料が少なくて済んだこと。いわゆる需要と供給のバランスの話として、経済的にうまく循環したということがこの分析の中に書かれています。

それ以上のコメントはしようがないのですが、データで見る限り、回復は非常に早く、びっくりするほど早い。阪神・淡路大震災の話とは全く違うような世界がそこでは起きていたと思います。

○北原委員 私もそちらの方面はよくわかりませんが、御執筆いただいた富樫先生のお話では、要するに、全部燃えてしまったと。そして、新しい生産道具を、輸入もするでしょうけれども、それによって労働生産性が上がったという数値からお出しになっていて、その論証を基盤に、人材は少なくても、人が地方へ行ったり、同じ人が戻ってこなかったりという状況はあるけれども、生産性の向上が著しかったというお話をここでは書いておられます。

もちろんそれだけではないでしょうけれども、それは現実的にはかなり大きな力を持ったということが、先生のお話を聞いていて印象に残った論点であったと記憶しております。

○伊藤座長 ほかにはいかがでしょうか。

ないようでしたら、私が御説明しました飛越地震について御意見を伺えればと思います。

○池谷委員 非常によくまとめられているのではないかと思います。第4章で、常願寺川の変貌ということで、一変した常願寺川の河相という視点で整理されており、災害前と後が変わったということはそのとおりですが、確かに、変わったというだけで、あとは何なのかというところがもう一つあった方がいいと思いました。

それは、第7節に「災害の歴史」とありまして、見せていただきますと、いわゆる災害前、1858年以前の災害史と1858年からの災害史の比較のようなものがあつた方がわかりやすいのではないかと思います。私自身、これをチェックしたことがあります。私が持っている資料では、1858年から前の100年間というのは、100年間に2～3回の災害しか出ていないのですが、1858年からの100年間では、約80回の災害が起こります。川が一変したというだけでなく、それが災害に結びついていることをきちんと書いておいた方が、それが変わったことに対する教訓になるのではないかと思います。そこら辺を追加しておいていただくとありがたいと思います。

○伊藤座長 これは、常願寺川についての災害ですね。

○池谷委員　そうです。「常願寺川の歴史を訪ねて」といって、昔、いろいろな文献から常願寺川に関する歴史の年表を作成しました。それに出ていますので、一回見ていただければと思います。

○伊藤座長　以前 100 年間に？

○池谷委員　100 年間で3回くらいの災害だったものが、1858 年から 100 年間では 80 回くらいになっていました。

○伊藤座長　確かに、それは定性的にはわかっていますが、定量的な数字は私もよく知らないので、執筆した岡本委員とも御相談しておきます。

○寒川委員　報告書を拝見させていただいて、すごくたくさんの資料があって、この地震の全体像についてはいろいろ勉強させていただき、絵図などもたくさんあって生々しい状態がよくわかって感動しております。

実は、考古学の立場から見ると、富山平野発掘の現場に行くと、あちこちで液状化の痕跡が出てきます。この報告書にも液状化の記載がたくさんありますし、絵図で水が吹き出しているようなことを描いているものがあつたり、もったもだという感じで考えています。多分、今まであちこちの地震に関する発掘調査をした中でも、飛越地震は液状化があちこちで出ているという点ではトップレベルではないかと思いますが、やはり何か液状化しやすい条件があつたのでしょうか、ここは。

○伊藤座長　液状化というのは、要するに砂の地盤で、地下水が浅いところで起こりやすいわけですから、富山平野全体がそういう地盤環境にあつたのだらうと思います。

ここの液状化の部分は、富山大学の名誉教授の藤井昭二さんが書いてくださったもので、彼は、富山大学にいる間からずっと調べておられて、あえて執筆していただきました。多分、富山平野そのものの液状化した件数は非常に多いだらうと思います。今ほかの地震と比べてみることはできませんが、またいろいろ教えていただきたいと思います。

○寒川委員　それから、活断層が2つに分かれているかどうか、考えてみたらものすごく大きな問題ですね。この地震での被害や液状化の分布などを見ると、そう小さな地震ではなかろうと思います。

○伊藤座長　したがって、理科年表に書かれているマグニチュード 7.0～7.1 では小さすぎるのではないかということで、最近、地震学者の松浦律子さん、都司嘉宣さん辺りが、マグニチュード 7.3 あるいは 7.6 という数字も出しております。これはもう推定するしかないのですが、内陸で 7.6 という相当な大きさと、10 年前に台湾で起きた集集大地震がたしか 7.7 だったと思います。ひよっとするあの規模に匹敵すると。集集の大地震でも相当な山地災害が起きています。私も2度行って見てきましたが、そういう状況なので、マグニチュードの推定値を高くしたということではないかと思います。

○尾田委員　大変な労作をおまとめいただいたと思っております。また、砂防事業、河川事業の進捗に対して相当高い評価をいただいておりますが、先ほどの座長のお話だと、まだ半分残っていて、場合によってはそれが動くとうる崩れと同じようなことが起こる可能性が

ある。当然、私もそうだろうと思います。そういうことが起こったときに、今までにしてきた砂防事業や河川事業で防げるかという、多分全く防げないだろうと思います。天然ダムというか、自然ダムが出来上がって、それがオーバートッピングして崩れるというようなものに対して、我々の能力では対応できないと思います。もちろん、ものすごく大量に土砂崩壊が起こって、せき止めて数十日もってくれば何かできるかも知れませんが、常願寺川がものすごく水量のあるときに崩れてオーバートッピングすると、今まであったものは全く効かないわけで、そういうことが起こる可能性について特記しておいていただくことは大事ではないかと思えます。

今までにやったものは、大災害が起こった後のいろいろな後片付けのようなことはしましたが、同じものがもう一回起こったときに、それに対してどういう手を打てるかというほとんど打てないと思います。状況によっては打てる場合もあり得るでしょうが、そこはやはり何らかの形で触れておいていただくことが必要ではないかと思えます。

○伊藤座長 確かに、最近の岩手・宮城の地震でも、中越地震でも、そう大規模な崩壊ではないですね。国土交通省が排水路をつくったりして、岩手・宮城でも大事は起きていないのですが、例えば、飛越地震の11年前に起きた善光寺地震、これは犀川がせき止められて、19日後にそこが決壊して大洪水が善光寺平を襲うのですが、これがもし今起きたらどうだろうかと、あのときから私は疑問を持っています。

池谷先生、その辺のところはいかがですか。

○池谷委員 天然ダム対策では事前に何をしているかということも大切ですが、天然ダムがどこで発生しているかという「場」の議論が重要ではないかと思えます。例えば、谷の出口の近くで天然ダムができて、それがすぐに壊れれば防ぎようがないわけです。善光寺地震のときは佐久間象山が、どちらかというソフト対策の面で危機管理をしました。狼煙を上げて半鐘をたたいて避難するという仕組みをつくったのです。そちらの方が正解だったと思えます。同時に、実は、江戸時代には、ハード対策も、堤防を嵩上げするなどのことをしていましたが、結局、それは時間的に間に合わない。ということは、「時間」の議論ですね。ですから、時間と発生した場の議論を整理していかないと、天然ダム対策ができるかどうかは、一般論で言うことは非常に難しいのではないかと思えます。

○伊藤座長 ありがとうございます。御意見をいろいろいただきました。

ほかにはありませんか。

○平野委員 中身のことでなくて申し訳ないのですが、振り仮名をどこまで付けるかについては、人それぞれ知識の度合いによって、ここまでのいいのではないかとか、もっと付けた方がいいのではないかという差があると思いますが、小見出しも含めた見出しの中で、もし読みにくい言葉があればルビを振る。あるいは、若い人たちが読んだときに、最近ワープロに頼ってしまって、自分の手で書くことから離れている人、漢字が苦手な人がいると思います。そういう人のためのルビの振り方を、私はもう少し考えてもいいのではないかと思いました。

例えば、「関東大震災」というタイトルは、さすがに読めると思いますが、「飛越」を「ひえつ」は、ここの方たちは皆さん災害のあった場所にお詳しい方々なので読めると思いますが、もし、「とびこし」地震などと読んでしまったらいけないのではないかと思います。

一般名称ではなく、固有名詞など、地名、本や資料のタイトルなど、そうした難しいものについてはどうするのかについて御検討いただければと思います。

以上です。

○伊藤座長 そうですね。確かに、本当はできるルビを振るような努力はしているのですが、今の若い人にはなかなか読めない。その辺りのところは気をつけるようにいたします。

○池谷委員 そういう点で見ると、飛越地震の第5章の「まとめと教訓」のところが、前半はそれぞれの小見出しになっていますが、後半は全部「飛越地震の教訓」というタイトルです。これでは、何が書いてあるかということが、パッと見たときにわかりづらいので、できれば具体的な名称のようなものを入れておいていただいた方が、読む方とすればそこに目が行くという気がしますので、御検討いただければと思います。

○伊藤座長 これは私が悪いのです。それぞれの執筆者に、飛越地震の教訓について自分が思っていることを書いてくれと言ったものですから、そのまま「飛越地震の教訓」という小見出しになってしまったところもあると思います。そこは検討いたします。

ほかにはいかがでしょうか。

○北原委員 後半の3編ではなくて、前の方でだんだん思い出してきたので申し上げたいと思います。

カスリーン台風に関しては、山地災害と戦争中の乱伐についても考えた方がいいという御提言をいただきましたけれども、実は、この時期のカスリーン台風そのものには適用されませんでした。同時進行で災害救助法が検討されていて、法律は昭和22年10月20日に法律22号で力を発揮するわけです。実際の適用はカスリーンではないけれども、カスリーンの台風災害が大きく影響していて、国会の議論では、山地災害、戦争中の乱伐が原因であるということが、議員さんたちの現地調査によって大変論議されていることがありました。それから、GHQもそれを受け取って、日本の森林の状態を全体的に調査させてデータを集めたりしていますので、その辺は限られたデータで、私自身は専門でも何でもないので、資料からわかる範囲ですが、当時の認識というか、そういう点については言及できると思っておりますので、清水先生と分科会で御相談しながら、必要な部分は取り入れさせていただきたいと思っております。

○伊藤座長 では、その件はよろしく願いいたします。

時間があと30分ほどになりましたので、本件についてはこの辺りにさせていただきたいと思っております。

本日御発言いただけなかった点や具体的な文章の修正などにつきましては、後日、事務局にメールで提出していただきたいと思います。

それから、本日御欠席の方の御意見も、ぜひお聞きいただくようお願いいたします。

そうした皆様の御意見については、私の方で預からせていただいて、小委員会座長の北原委員や各報告書の主査などと協議して、必要な修正を加えた上で本調査会の報告書として公表したいと考えておりますが、それによろしゅうございますか。

(異議なし)

○伊藤座長 ありがとうございます。それでは、そのように取り計らいます。

それでは、本日最後の議題ですが、第4期専門調査会について事務局より提案がありますので、事務局から御発言をお願いします。

○山崎企画調整官 それでは、事務局から御提案申し上げます。

資料5-1を御覧ください。今後の災害教訓の検討をどのように行っていくかという方向性の資料でございます。これまでは、先生方の御協力をいただきまして、中央防災会議の調査会において平成15年度から検討を進めていただいております。その成果については、それぞれ一つ一つ報告書にまとめていただいております。本日時点において、本日の3つを加えますと21の災害の報告書になります。

これにつきましては、これまで概ね主要な災害については一通り検討いただきまして、この時点で一定の区切りをつけることが必要ではないかと考えられることと、また、これまでの報告書は、先ほど平野委員からも、若い人が読む場合というお話もありましたが、報告書としては高度で充実した内容になっているものの、一般国民から見るとかなり専門性が高く、必ずしも簡単に読めるものになっていないのではないかという状況にございます。200部という制約もありまして、広く一般国民にわたっているとはなかなか言い難い部分がございます。

ということを踏まえ、今後、この検討に関しましては、次の方針ではいかがでしょうかという御提案でございます。

まず、従来と同様の個別災害についての検討は、次年度以降、この教訓では第4期になります。一つ、二つ程度で一旦休止させていただいてはどうかということで、ここで、資料5-2、資料5-3を御覧いただきますと、今までにまだ御検討いただけていないものとしては、資料5-3に候補を載せております。この中で、5-2にあります。災害と被害の程度等を勘案して、次期に2つほど御検討いただきたいということで、まず地震・津波では、1948年の福井地震。また、火山災害では、1914年の桜島噴火があります。

先生方も十分御承知のことと思っておりますが、簡単に御説明しますと、福井地震は、昭和23年6月に発生したマグニチュード7.1の地震で、福井県から石川県の加賀地方を襲ったものです。戦後間もない福井市を直撃して、震度6、死者3,769人、福井市内のかんりの建築物が倒壊したということで、3万6,184戸の倒壊家屋がありました。この地震がきっかけとなりまして、建築基準法が制定され、また、震度7の基準が制定されております。

また、桜島に関しましては、大正3年1月に噴火が始まり、1か月間にわたって頻繁に爆発が繰り返され、多量の溶岩が流出し、それによって南東側の集落が埋没し、全壊家屋120戸、死者58名でした。降灰は東北地方にまで達し、このときの溶岩流で大隅半島と桜

島の間が埋められて陸続きになったという災害です。

次期の個別災害については、その2つを御提案させていただきます。

更に、資料5-1に戻っていただきまして、国民に対してわかりやすい教訓を伝えるということですが、先ほどのペーパーの3の(2)、一般の国民にとって、わかりやすく親しみを持って気軽に読める教材の形にすることも含めて、紙媒体だけではなく、どういう媒体によって伝えることが国民の防災意識向上に効果的かということを検討していただくための分科会を発足させてはいかがかと考えております。それについては、比較的、ここに「若手」と書いてありますが、実際に活動、研究、執筆等をしていただける先生方によって組織し、そして教材作成にも当たっていただくことを考えております。

そのようなことで、分科会の設置ということで、具体的には、4.に書いているもので、適切な分量の教材ということで、内容は、これまでに御検討いただいた災害プラス、それ以外の災害についても必要に応じて対象に加えて御検討いただくということで、研究の方だけではなく、ユーザーサイドの方、つまり、学校の先生方やマスメディアの方々にもお入りいただいて検討いただくということが一つの案でございます。

以上です。

○伊藤座長 そもそもこの専門調査会は、スタートするときは、10年計画ということで、10年間に100冊つくろうと。これは、当時の統括官であった山本繁太郎さんの発案でした。それはとても無理だと。1年に10冊つくるとはとてもできるはずがないということでしたが、一応、確かめたいのは、第4期で休止ということは、再開される可能性もあるということですか。中止ではなくて、あくまでも休止ですね。

○山崎企画調整官 その可能性がゼロではありませんが、これはまた役所内部での決定等も今後していかなければならないのですが、今のところは、多少の期間は休止ということでございます。

○伊藤座長 わかりました。諸般の事情からということだろうと推測いたしますが。

今、御提言がありましたが、まずは取りまとめる災害について、1948年の福井地震と1914年の桜島の大噴火、これはいずれも大きな災害でした。福井地震は、今紹介がありましたように、福井平野の真下で活断層が活動して起きた地震で、福井市が壊滅してしまう。それで、翌年初めて震度7という震度界が設定されました。それから、2年後に建築基準法が制定されるきっかけになりました。日本の戦後の防災の上で一つの大きな契機をつくった地震であったと言えると思います。

それから、桜島の噴火は大正3年で、大正の大噴火と言われていますが、溶岩が2か所から流出して大隅半島と陸続きになるとか、死者が58人出ましたが、これは火山噴火の直接被害というよりも、避難しようと海を泳いで溺死した人が多かったものです。それから、鹿児島市内は直下の地震でかなり被害を生じております。しかも、当時は測候所が、この程度の噴火ならまだ大丈夫だろうという言い方をしていたら大噴火に至ってしまったということで、中学校に有名な碑文があります。その当時の村長が書いたもので、住民は科学



を信ぜずということが書いてありまして、これは大変有名な碑文です。そのような時代であったということです。

この2つの災害について取り上げようということですが、皆さん、御意見がございませうか。

○関沢委員 休止ということをおっしゃっておられますが、資料5-3に、平成21年度、22年度で取りまとめる災害候補の案として幾つかもたくさん載っていて、その関係と、今回は2つだけ選んで休止というのは、もし、最初から休止するのであれば、資料5-3はなくてもよかったのかなと思います。この後に続きそうな期待を感じるのですが、その辺はいかがでしょうか。

○山崎企画調整官 確かに、そのような印象をここで与えてしまうようなことでしたら大変申し訳ございませんが、今回、一つ、二つを選ぶのに、決め打ちではなくて、こういった中から特に桜島と福井地震ではいかがでしょうかということでありまして、基本的には、諸般の事情がありまして、当面の間は休止ということの提案でございます。

○伊藤座長 このリストは、当初、この専門調査会がスタートするときに、こういうものがありますよということですらりと挙げた中で、既に18冊つくったものはここには載っていません。それから、今、進行中のものも載っていません。それを除いたものとしてこれだけたくさんあるので、この中にはまだ取り上げたいと思うものがあります。実を言うと、元禄地震などは大きな地震でしたし、室戸台風も大きな災害をもたらしました。阪神の大水害は昭和13年でしたが、これも大きな災害でした。確かに、そういう点では、積み残されたものがたくさんあるということで、今進行中のものともうすぐ出来上がるものは両方で5冊ですね。今までに18冊ですから、18+5で23、それにこの2つを加えると25冊になりますから、最初に言った100冊の4分の1になってしまいますが、何かありますか。

○関沢委員 委員としての発言ですが、今日、突然、休止ということを知りまして、例えば、この会で私が発言をすれば議事録として残していただけるとすれば、私だけではなくて、委員皆さんの声として、是非、速やかな再開を望むと。なぜかという、小・中学生でも読める教材というのは、むしろ、室崎先生などに特にお聞きしたいのですが、人と防災未来センター、防災未来館などいろいろなところで、ビデオ教材などの電子的なもので、それでも足りないという面があるかもしれませんが、作成されているのではないかと思います。

今日の報告書を作成された担当者の皆さんのお話を聞いても、改めて資料を読み返して整理してみると、もっと勉強すべきであったことがわかったというお話もありまして、それぞれの道の専門の方がそうおっしゃるし、それを統合して本にすることによって、ほかの分野の方が初めて、こういうことだったのかということがわかる。専門書ではなくて読める本が幾つも出てきたという、内閣府として画期的な作業をなさっていると私は高く評価したいと思います。ですから、それを100冊とは言わないまでも、しかも、委員手当以外は予算もあまりかかっていないはずで、執筆料は多少あるかもしれませんが、そうず

ると、コストパフォーマンスがよくて、しかも貴重な報告書を作成する機会は今後も是非続けていただきたいと思います。要するに、専門家向けというか、こういうレベルの報告書ですが、きちんと続ける方が社会のためになるのではないかと思います。むしろ、200冊ではなくて1万冊発行して、全国の図書館に配るべきではないかと思います。これは何回もこの場に出てきているはずですが。そうしたことによって、せつかくこの中に詰め込まれた情報や教訓が真に日本国民のものとして生かされていくのではないかと思います。むしろ、そちらの方向を検討なさるべきではないかと思います。いかがでしょうか。

○伊藤座長 事務局からどうぞ。

○山崎企画調整官 ありがとうございます。先生がおっしゃるように、毎回の報告書が200部という数が少ないことは、全くそのとおりかもしれない部分がありますけれども、一方で、それをあまねくすべての図書館等に置けるように措置すれば、それに越したことはないのですが、一方で、一般の国民からしますと、多少、こうした分厚いものを手に取って、それを気軽に読めるかという、それはなかなか難しい部分もあると思います。むしろ、予算が限られている中で、今後当たっていくこととしては、この研究を、個別作業を続けるという必要性はもちろん感じているものの、全体の制約を考えると、その部分に資源を使うのか、それとも、一般国民がもっと手に取りやすいものを多数作成して、それを全国に配布していくのかと考えるときに、どちらかという、せつかくこうした18災害の報告書を作成していただいておりますので、それを専門家だけにしておくのはもったいないということが強くありまして、それを一般国民に読んでいただくという作業に、どちらかという重点を置きたいということでございます。

○武村委員 一般の方に読みやすいものをつくることは賛成です。ですが、そのもとになるものはつくり続けていかなければいけない。それで、21年度、22年度で半々でやろうというわけだから、半々でやっていけばいいだけの話だと思います。

もう一つ。一般の方に読みやすいと言っているものを、18冊を一冊にしてしまうと何にもなりません。おわかりでしょうか。要するに、災害というのはいろいろな顔を持っていて、国が一つで、標語的に、災害のときはこれに注意しましょうみたいなものをつくっても何の役にも立たないですね。つまり、災害というのは、その地域の特性があり、その時代的背景ももちろんあるかもしれませんが、そういうものを全部踏まえて、特に、住んでいる人にそれぞれ、言ってみれば、今、50ほどの都道府県があるわけですが、そこに一つずつ災害が転がっているわけですから、そういうところに、過去にどういう災害があったかということの一つずつ届けていくことが重要だと思います。

ここの分科会を設けて一般の方にとっているのは、何か知らないけど、教訓めいた話をまとめて、よくやるじゃないですか、国が一律にバーッとやるやつ。それは全く役に立たない。それはなぜ全く役に立たないかという、何度も言いますが、ここでわざわざそれぞれの災害の一つずつ取り上げてきたということは、それぞれの災害にそれぞれの特色があるから取り上げてきたわけであって、そういう意味で、本日のお話の中でも、阪神・

淡路大震災だけではカバーできないものがあるって、関東大震災を調べ直したことによって新しい知見が出てくるということがあるわけですね。ところが、それを、関東大震災も、阪神・淡路大震災も一緒くたにしてしまったら、全くわからなくなってしまう。

そういう意味で、わかりやすいものをつくることには賛成ですが、それは、関東大震災なら関東大震災に対してわかりやすいものをつくる。それから、阪神・淡路大震災についてはやっていませんが、ほかの災害に対しては、それに対してわかりやすいものをつくるという姿勢で取り組んでいただきたいと思います。

そういうふうに考えると、日本にはいろいろな地域があるので、やはりそのもとになるものはまだまだ足りませんね。たった 18 しかないわけですから。どこかで細々とでもいいからつくり続けていくような形が必要ではないかと思います。

別に、いつまでにしなければいけないものでもないですよ、これは。例えば、あと 3 年のうちに終わらせなければいけないとかいうものであったら、投資を多くしなければいけないということになるかもしれませんが、そうではないですよ。防災対策というものはやはり息が長いことが重要だと思います。だから、役所のやり方とは全然違うかもしれないけれども、息長く、細くでもいいから続けていくことが重要なことだと思いますので、その辺はぜひ考慮していただきたいと思います。

○北原委員 今武村さんがおっしゃったことに尽きると思いますが、私地震は、この分科会のまとめ役をさせていただいて、いろいろな先生方に分科会を立ち上げるときに交渉していくわけですが、その段階において最もふさわしい方をお願いして、先生方がお断りにならない。つまり、内閣府という名前が生きるということだと思いますが、皆さんが非常に協力してくれました。それから、極めて誠実に報告書をお書きいただけるという成果が出ていると思います。

もう一つは、地域性ということで、地域に還元しないと実際に活用されないということで、200 部しか刷らない、それも、読むか読まないかわからないところに配るということで意味がないということで、私どもは、報告書ができますと、地域のところで報告会をすることを基本として行ってきました。それなりに地域の方々にお集まりいただいて、いろいろな御意見をいただくとか、新しい事実を教えていただくという成果も上がっております。ですから、この仕事と、わかりやすく何かを語りかける冊子を別に作成する、あるいは、今ここにいらっしゃる平野さんは語り部として、災害をわかりやすい言語で伝えることも重要だという活動をされているわけで、何回か私どものそういう報告会でも御活躍いただきました。そういうもとになる教材のようなものをつくる仕事と、私どもがしてきたこういう仕事の二本立てで進めるべきことであって、もうこれでいいから、あとは細かくまとめてわかりやすいものを一冊につくりましょうということだと、今、武村委員がおっしゃったように、あまり意味がないのではないかと。誰がそれをやるのか。かなり責任が重くて、みんな手を引いてしまうのではないかと思います。

ですから、その意味で、今、事務方がお考えになっている方向は、私どもにはあまり納

得がいけないところがあります。今ここで初めて出されたことですので、協議をして、できるだけいい方向で国民に還元できる内容はどういう形になるのが一番いいのかということは、別にここで決めなくても、多少議論して、大方の納得がいく妥当な線に落ち着くところでやり始めないと意欲が湧きません。これはやはり意欲の問題だと思います。この報告書は、皆さんが誠実に、学問的な領域と防災に携わっている方々がお断りにならないということは、災害に携わっているということは、ともかく地域や社会に還元しないと意味がないということを基本に据えてのお仕事としてこういう形になっていますので、その辺は、あまり早く決めなくても、議論を何回か重ねて、これならできるというラインをつくった上でスタートすると、いいものがつくれると思います。

これだけ評価が高いものを、評価というのは、携わっている人たちだけではなく、社会的にも、例えば関東大震災ではこうした報告書は出ていなくて、総括的に全体を見たものは、やはりここでしかできなかったと思います。大きすぎて一人ではできない仕事です。そういう意味では、この企画が非常に意味を持っていることを事務局にも自覚してほしいと思います。いろいろな先生方と交渉するときにもすごく苦勞します。けれども、非常に意義がある仕事であるということを、やってみると、ほとんどの先生方がそういう形で納得していただいていますので、その辺はもう一度お考えになって、皆さんが意欲を持てる線にさせていただきたいと思います。何だか意味がないことをしていると感じるようなことは、やらない方がいいと思います。

○尾田委員 この報告書をハードコピーにする必要はあまりなくて、電子媒体というか、内閣府のホームページにアクセスすればダウンロードできるようになっているものでしょう。

○山崎企画調整官 そうです。

○尾田委員 そうしたら、今の時代、若い人はハードコピーはほとんど読まずに電子情報で取りにいきますから、そういう意味では、ハードコピーにする議論は、私はそんなに必要ある議論だと思っていなくて、そういうところにお金を使うことはあまり意味がないと思っています。

それから、内閣府の立場として、こういう研究は、ある意味では、内容を読むとまさに研究論文ですね。ここまで進めてきて、内閣府としては、あとはそれぞれ、例えば大学で研究として総合的に取り組んでいただければ、もういいのではないかと、自分たちとしては、最初のそういう突破口を開いたというように思われることは、ある意味では理解できます。こういう仕事は非常に大事であるという認識で我々は一致しているわけですから、どういう形で進めるのがいいのか、それは大学もひっくるめてお考えいただければいいことで、すべて内閣府に最後までやれというのは、別の行政目的にやっていく、限られた予算をどう使うかという議論になったときには、全部やれというのは酷というか、大事なものを失ってしまう可能性があるように思います。

確かに、災害教訓から取ろうという立場から言うと、ここから全部取れと言われても、

普通はなかなか取れませんね。ですから、より取りやすいようにするためにはどうすればいいのか。今議論が出ている、地域特性を踏まえなければならない、災害特性を踏まえなければならない、そういうことをひっくるめて、どういう形で教訓を得ることがいいのか、もう一度、今まで出てきた資料をベースにして見直すことは大事な作業だと思います。

ですから、こういうところからどのように教訓を得れば使える教訓になるのか、そこを研究してもらうことは大事で、最終的にはこれを全部読まないにだめだということなるのは、それはしようがないけれども、そうでなくて、何か得られるところがあるのかもわからないので、その研究をしてもらうことは非常に大事だと思います。

それと、そのときに海外のことを頭に置いてもらわないと。海外に情報発信することは日本の責務です。日本で蓄積したものを海外に情報発信して教えてあげることが非常に大事なことです。例えばカトリーナの災害のときも、伊勢湾台風の教訓をまとめた英文資料をつくって持っていきました。それが向こうでものすごく評価されました。ですから、海外の人たちに、日本の体験をいかに伝えるか、その視点はぜひ入れていただかないと、前から議論しているように、日本の存在はもうそこまで来ているわけですから、海外に伝えるという点はぜひお考えいただきたいと思います。

○首藤委員 尾田さんのお話に関連して確認したいのですが、ハードコピーではなくて、電子的にというお話ですが、以前そのお話があったときに、画面では読めるけれども、ダウンロードできないと。それは、著作権の問題があるからだという御説明を受けました。その後、それが改善されたという報告はまだ聞いていないと思います。ですから、本当にきちんとあれをダウンロードして印刷できるのかどうか。それを確認したいと思います。

それができないと、あの画面で 200 ページなんてとても読めませんから、それをやってください。

それをやるときに、結局、著作権の問題を解消するには、著作権料をきちんと確保しなければいけない。それから、一般の方向けのものをつくるときでも、わかりやすいものになればするほど、いろいろな画像などを使うと著作権料がかなりかさんできます。私はその経験がありますので申し上げておきます。

ですから、「一般の方」という漠然としたものではなくて、小・中学生だ、高校生だ、大学生だ、あるいは、防災担当者へのものだとか、今おっしゃった海外へ向けてだとか、それをきちんと区分けをして、そして仕事をなさらないと、結局、一生懸命にやったけど誰が相手なのかということになっては意味がない。特に若い人が相手になると、著作権料はかなりかさんでくることを覚悟して、その準備をなさっていないと、仕事がむだになると思います。

○伊藤座長 いろいろ御意見が出てまいりましたが、とにかく、200 冊では少ないということとは最初から言われていたことですね。それと、内閣府の方の希望としては、この一冊一冊の中身が、先ほど、論文に近いとおっしゃいましたが、非常に高度であって、専門的でもあるから、これを一般向けに、先ほど尾田さんは「一般へのメッセージ」という言葉を

使われましたが、そういう形で、誰が読んでもわかるようなものを作成していこうではないかということ、その精神はそれでよろしいと思いますが、武村さんがおっしゃったように、これを全部一冊にすることはとても無理だし、それをすると、通り一遍で上面をなでただけのものになってしまう可能性があります。ですから、例えば、災害ごとに分けるのか、一つ一つを小冊子にするのか、その辺の具体的な案が内閣府の方でおありなのかどうか。もし、それがあれば紹介してください。

○山崎企画調整官 いろいろと御意見をありがとうございました。

先ほど首藤先生から、ダウンロードできるかどうかということは、当方ではたしかできるようになっていると思いますが、定かではありませんので、きちんと確認いたします。

それから、武村先生、首藤先生、尾田先生からいただきました、実際に教材を作成する場合の留意点につきましては、きちんと留意していかなければいけないことで、そうしたことは、今後つくる分科会において先生方によく御議論いただいて進めなければならないと考えております。

それから、北原先生からいただきました、そもそものこの研究自体の重要性については、当方は重々承知しているつもりでございまして、であるからこそ、そうした貴重で重要な成果をなるべく多くの国民に知ってもらいたいということで御提案申し上げていることを御理解いただければと思います。

それから、財政当局からは、極めて厳しい財政状況ということも言われている関係上、こうした御提案につながっていることも、恐縮ですが、御理解いただければと考えております。

○伊藤座長 統括官、何かありますか。

○大森統括官 まず、予算については、私も先生方と全く同じです。この前も国会で怒られまして、来年度の防災関係予算は前年度比で3.5%くらいのマイナスです。ずうっとマイナスが続いていますので、経済財政諮問会議では、防災に重点を置いて書いていて、なぜこんなに落とすのかという質問を受けました。私もやりたいのですが、なかなか難しいところがあります。

この問題も、休止するといった趣旨は、これを始めたのが平成15年度からですから、平成22年度までに8年たって、伊藤座長がおっしゃいましたように、新しく2つを加えると25になります。財政当局との毎年のやりとりでは、大体この程度で一旦休止することはやむを得ないのかなというのが我々の判断でした。そういうことでこういう提案をさせていただいております。

ただ、今後2年間はとりあえず動かそうと思っておりますし、我々としては、こういうことはできるだけ進めさせていただきたいと思いますが、当初は10年間ということで、25というのは相当のところはやっているかなというところがあるのではないかと考えております。ただ、完全にということではなくて、この2年間は我々も少しく努力していきたいと思っております。

もう一つのところは、一般国民にどう提供するのかということですが、尾田さんがおっしゃったように、それが意味があるということであれば、意味あるやり方をすればいいので、そこは我々の方も、それほど、こうでなければいけないというところがぎりぎりあるわけではありません。實際上、我々担当者が使うのは報告書です。防災関係者は報告書を使うので、ただ、ここまでのものを作成してくれたのであれば、教訓のエキスは国民に伝えた方がコストパフォーマンスはいいのではないかとということで、少しお願いできればというところですが、逆に、そのエキスが抽出できるのかという問題があるかもしれませんが、できれば、それは国民に伝えていただいた方が我々としてはハッピーではないか、そんなイメージです。

○伊藤座長 わかりました。そのところは、これからどのように進めていくかという検討課題にもなると思います。

○山崎企画調整官 何もお示しせずにはまずいと思ひまして、例えばですが、今回覧させていただいております、伊藤座長に御執筆いただいているもので、岩波ブックレットから出ている冊子で、例えばそのような分量のものではいかがかということでございます。

○伊藤座長 これは20年も前のもので、大島の噴火のものです。

○尾田委員 先ほどの御説明だと、どういう形でまとめられるかを検討したいという話でしたが。

○伊藤座長 その具体案がまだ出てきていないから。

○尾田委員 それがまだないから、これから検討するというお話だけでいいんじゃないですか。

○大森統括官 まだコンクリートしたものがないんですよ。

○伊藤座長 私も、内々の打合せでこういう案が出てきているというので、少し疑問も持っていますが、いずれにせよ、一般の人に対するアウトリーチが重要ですから、これはぜひ進めたいと思いますが、それをどういう形でやるか。だから、そのための分科会をつくらうということです。分科会を一応はつくることは、それはよろしゅうございますか。どういうメンバーに入らせていただくかは今のところは全く考えていないようですが、そういう形で普及啓発のための分科会を設置することは大事だと思っておりますので、そういう形で進めさせていただくということでよろしゅうございますか。

(異議なし)

○伊藤座長 御異議がなければ、そのようにして、また事務局と相談して、更に皆さんの御意見も伺いながら、この先どう進めるかということを検討していきたいと思っております。

事務局、そういうことでよろしいですか。

○山崎企画調整官 ありがとうございます。

○伊藤座長 そろそろ時間も尽きてまいりましたので、ほかにありませんでしたら閉会したいと思います。最後に、大森政策統括官からお願いします。

○大森統括官 これだけの詳細な調査分析をどうもありがとうございました。我々としては、これをどう生かすかは行政がしていかなければならないミッションであろうと思っております。どう生かすのかについては、先生方は次年度も委員としてまた御指導いただけると伺っておりますので、これからもいろいろと御指導を受けながらがんばっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○伊藤座長 ありがとうございました。

司会の不手際で予定よりも10分ほど遅れてしまいました。本日の専門調査会の議論はこれで終わりました。事務局にお返しいたします。

○山崎企画調整官 皆様、長時間の御審議、ありがとうございました。

次回の開催につきましては、また改めて日程調整させていただければと思っております。

本日の専門調査会はこれで終了させていただきます。長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。